

厚生保険特別会計(年金勘定)

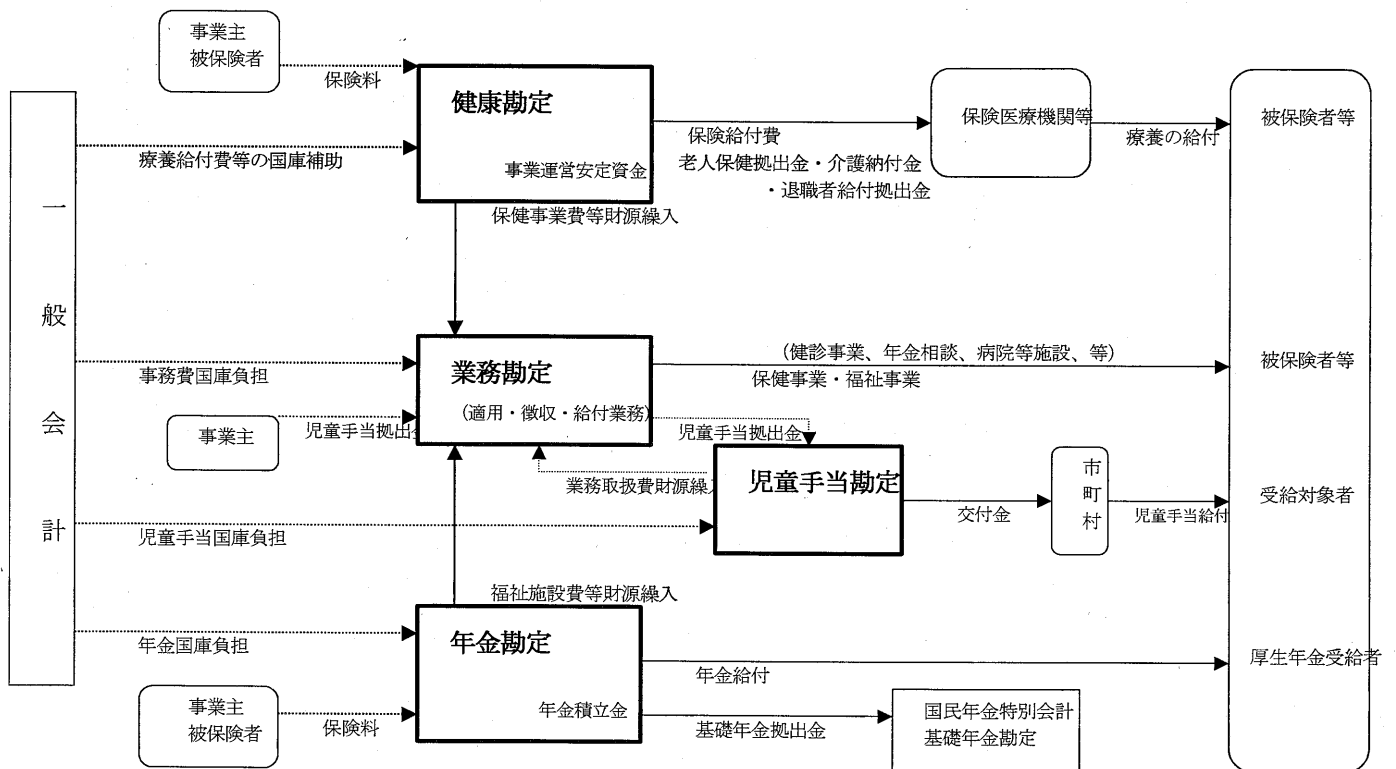
平成 1 4 年度省庁別財務書類

◎ 年金勘定

この勘定は、厚生年金保険事業（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が行う事業を除く。）の保険収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理するもので、事業主等から徴収する保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として、保険給付等を行っている。

なお、年金勘定の積立金については、従来は全額を資金運用部に預託していたが、平成13年度より年金資金運用基金に寄託しての運用が開始された。

○厚生保険特別会計の仕組み



貸借対照表

厚生保険特別会計年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成14年3月31日	平成15年3月31日		平成14年3月31日	平成15年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	122,269,547	105,001,788	未払金	4,847,249	5,034,954
運用寄託金	15,117,602	32,692,280	前受金	197,753	93,174
未収金	795,346	681,045	公的年金預り金	145,300,000	149,149,640
未収保険料	2,048,134	2,087,829			
他会計繰入未収金	3,983,000	3,983,000			
貸倒引当金	△ 314,305	△ 313,207			
有形固定資産	670,197	666,591			
国有財産(公共用財産を除く)	659,608	657,605			
土地	294,681	294,294			
立木竹	1,989	1,987			
建物	218,553	211,364			
工作物	133,102	130,821			
建設仮勘定	11,281	19,137			
物品	10,588	8,986			
出資金	963,352	969,757			
			負債合計	150,345,003	154,277,768
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	△ 4,812,127	△ 8,508,683
資産合計	145,532,876	145,769,085	負債及び資産・負債差額合計	145,532,876	145,769,085

業務費用計算書

厚生保険特別会計年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月 1日
	至 平成15年3月31日
厚生年金保険給付費	20,534,273
公的年金預り金増加額	3,849,640
補助金等	121,799
国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入	9,896,099
業務勘定への繰入	188,426
支払調整金への繰入	1,515
その他の経費	495
減価償却費	25,782
貸倒引当金繰入額	54,621
資産処分損益	5,776
本年度業務費用合計	34,678,430

資産・負債差額増減計算書

厚生保険特別会計年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月1日
	至 平成15年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	△ 4,812,127
II 本年度業務費用合計	△ 34,678,430
III 財源	30,981,874
1 自己収入	25,429,515
保険料収入	20,296,751
運用益	3,107,090
その他の財源	2,025,673
2 他会計(勘定)からの受入	5,552,358
一般会計からの受入	4,108,201
船員保険特別会計からの受入	13,900
国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入	1,424,025
前年度業務勘定剰余金受入	6,231
IV 無償所管換等	—
V 資産評価差額	—
VI その他資産・負債差額の増減	—
VII 本年度末資産・負債差額	△ 8,508,683

区分別収支計算書

厚生保険特別会計年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
I 業務収支	
1 財源	
厚生年金業務対価見合収入	22,327,900
運用収入	3,107,090
その他の収入	11,905
一般会計からの受入	4,003,622
国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入	1,424,025
船員保険特別会計からの受入	13,900
財源合計	30,888,444
2 業務支出	
(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
厚生年金保険給付費	△ 20,224,770
補助金等	△ 121,799
国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入	△ 9,896,099
業務勘定への繰入	△ 220,216
支払調整金への繰入	△ 1,515
その他の支出	△ 123,355
業務支出(施設整備費支出を除く)合計	△ 30,587,757
業務支出合計	△ 30,587,757
業務収支	300,687
本年度収支	300,687
資金からの受入	—
資金への繰入	△ 300,687
翌年度歳入繰入	—
収支に関する換算差額	—
資金本年度末残高	137,694,068
その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 32,692,280
本年度末現金・預金残高	105,001,788

注記

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産の減価償却の方法

建物、工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得原価の10%とした定率法により減価償却を行っている。

2. 出資金の評価基準及び評価方法

- ・市場価格のないもの

個別法による原価法。

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

- ・貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

4. 出納整理期間

予算決算等及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

5. 財政法第 44 条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名 : 積立金

根拠法令 : 厚生保険特別会計法第 8 条

内容 : 決算上の剰余金を積み立てるために設置。

6. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と資金運用部に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・ 「運用寄託金」には、年金資金運用基金への寄託金額を計上している。
- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・ 「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・ 「他会計繰入未収金」には、積立金に対し一般会計からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている建物の台帳価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上している。
- ・ 「物品」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている重要な機械器具の台帳価格を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」には、繰越工事等に係る不動産の当該年度の支払額を計上している。
- ・ 「出資金」には、社会保険診療報酬支払基金、及び年金資金運用基金に対する出資額を計上している。
- ・ 「未払金」には、当該年度末における児童手当拠出金の児童手当勘定への繰入額等の未払額を計上している。
- ・ 「前受金」には、保険給付の費用に充てるための国庫負担金の受入超過額を計上している。
- ・ 「公的年金預り金」には、厚生年金（及び国民年金）の財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・ 「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「公的年金預り金増加額」には、公的年金預り金の当期増加額を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第5条の規定により、厚生年金保険の福祉施設の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定への繰入額を計上している。
- ・ 「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、賠償償還及び払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・ 「保険料収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・ 「運用益」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、存続組合等納付金、支払調整金受入、雑収入、雑益等に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計、船員保険特別会計等からの受入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、健康保険法第70条の3、厚生年金保険法第80条、国民年金法等の一部を改正する法律第79条の規定による、健康保険給付費及び厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。

- ・ 「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 89 条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・ 「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 35 条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・ 「前年度業務勘定剰余金繰入」には、厚生保険特別会計法施行令第 9 条の規定により、業務勘定における前年度の決算剰余金を年金勘定の積立金に組み入れた額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・ 「厚生年金業務対価見合収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入、拠出金収入、存続組合等納付金を計上している。
- ・ 「運用収入」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入等に係る収入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、厚生年金保険法第 80 条、国民年金法等の一部を改正する法律第 79 条の規定による、健康保険給付費及び厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・ 「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 35 条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・ 「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 89 条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・ 「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険に係る保険給付費を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第 94 条の 2 第 1 項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第 5 条の規定により、厚生年金保険の福祉施設の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定への繰入額を計上している。
- ・ 「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「資金への繰入」には、決算処理による資金への繰入額を計上している。

7. 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

8. 厚生年金と農林共済年金の統合による厚生年金の積立金について

厚生年金と農林共済年金は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）に基づき、平成14年4月1日に統合された。

統合に伴い、農林共済年金から統合前の加入期間を算定の基礎とする給付に要する費用に係る積立金に相当する金額が厚生年金に納付されており、平成14年度末の厚生年金の積立金には当該納付金額に相当する金額（約1,616,149百万円）が含まれている。

（参考）公的年金預り金の内訳

（単位：百万円）

	前年度末残高	本年度末残高
厚生年金積立金	145,300,000	149,149,640
貸借対照表計上額	145,300,000	149,149,640

厚生保険特別会計年金勘定（厚生年金）と国民年金特別会計国民年金勘定（国民年金）における貸借対照表の見方・考え方

公的年金制度の貸借対照表では、現に保有する積立金を資産に計上し、これに対して、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上しています。この「公的年金預り金」は実際にどこからか借り入れている額ではないということに注意してください。

近年の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となり、資産負債差額が負となっています。しかし、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積立金の財政に与える影響は限定的です。また、物価や賃金が予定を下回っている結果、給付額も予定を下回っており、積立金額の給付額に対する比率は財政再計算における見込みを下回っていません。したがって、見込みの積立金を下回ったからと言って、財政上深刻な状態に陥っている訳ではありません。このように、資産負債差額が負であることが直ちに年金の支給に支障を来すものではないということに注意する必要があります（詳しくは次ページをご覧ください）。

1. 年金制度における貸借対照表

年金制度では積立金を保有して運営していくことが多く、貸借対照表を作成する際に負債の部に何を計上するかについてはいくつかの考え方があります。その一つは、現在保有する積立金と同額のことを負債計上する方法です。この場合の貸借対照表は常にバランスすることになりますが、年金財政が現在どのような状況にあるのかを示す指標にはなりません。次に、過去期間に対応して将来支払うこととなる給付の現在価値（給付現価）を負債計上する方法があります。これは積立方式による制度において制度終了を前提とした財政のチェックのために、企業年金などで用いられています。三つ目として、制度の継続を前提とした財政のチェックのために、年金財政上予定している積立金を負債計上する方法があげられます。これは積立方式による制度では、給付現価から将来の収入の現在価値（収入現価）を差し引いて求められる責任準備金となりますが、これは財政の将来見通しを作成したときの年度末積立金に等しいものとなります。この額は、その制度が前提とおりに運営されていたならば現在保有しているであろう積立金を意味しており、貸借対照表で実際の積立金と責任準備金を比較することにより年金制度が前提どおりに運営されているかを判断することになります。

年金制度の貸借対照表では多くの場合、第三の方法により作成されています。この場合注意しなければならないのは、年金財政が負債に計上されている額をどこからか借り入れているのではないということです。

2. 公的年金預り金

公的年金制度は賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みで運営されていますので、積立方式とは異なり、過去に保険料を納付したことにより発生する給付の現在価値（給付現価）を負債と認識してそれに相当する分の積立金を保有するという必要はありません。その代わりに、公的年金制度では定期的に行われる財政再計算で財政（積立金）の将来見通しを作成して、負担と給付のバランスを図る制度改正を行っています。

公的年金制度において貸借対照表を作成する場合には、現に保有する積立金を資産に計上することは当然ですが、これに対応する負債としては、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上することとしています。これにより、貸借対照表は、現に保有する積立金と将来見通し上の積立金とを比較することによって、現在の財政状況がどのような状態であるのかを表す一つの指標になっています。

3. 資産負債差額

公的年金預り金は平成11年財政再計算に基づく各年度末の積立金となっていますが、その後の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となっています。しかしながら、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積

立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。

また、貸借対照表は発生主義に基づき作成されています。このため、保険料を毎月徴収して2ヶ月に1度給付を行う現在の制度では、3月31日現在で認識している1ヶ月分の保険料と2ヶ月分の支出がそれぞれ、資産の部、負債の部に計上されているため、この差額（約2兆円）が資産負債差額を大きくする方向に働いています。

以上のことから、資産負債差額が負となっていますが、このことが直ちに年金の支給に支障を来すものではないことに注意する必要があります。

注記. 平成 11 年財政再計算の概要 (厚生年金)

I. 厚生年金の財政方式

(1) 厚生年金の財政方式

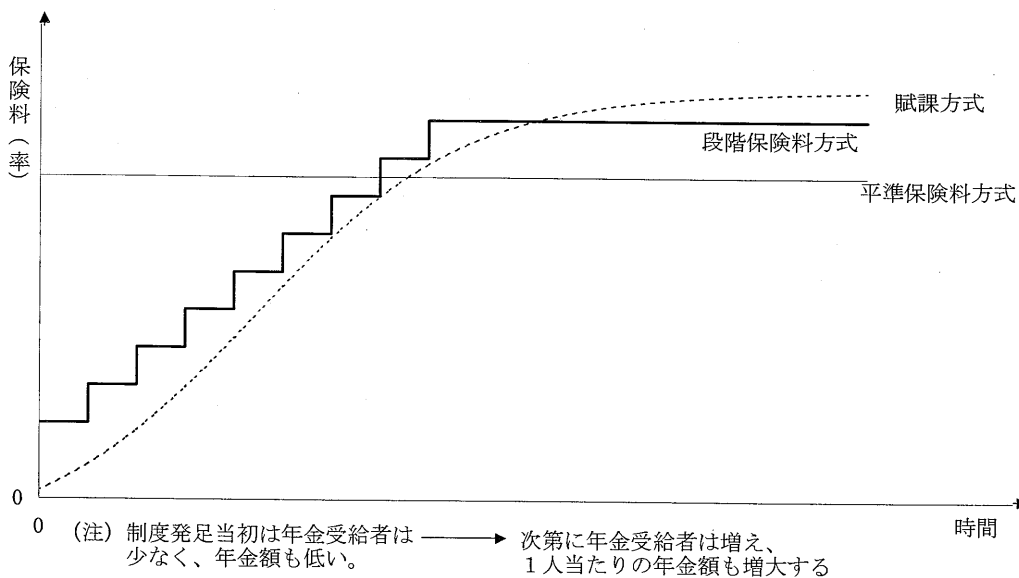
厚生年金においては、現在、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。厚生年金の場合、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和 23 (1948) 年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。

昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということことができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



(2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

厚生年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保

保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料率を賦課方式における保険料率よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料率のピーク時には、保険料率を6%程度（標準報酬ベース。以下同様）も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料率を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料率を引き上げる必要が生じるということを意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料率を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料率の引上げ幅を、厚生年金で5年ごとに2%、としている。

平成11年の改正制度では、厚生年金では、積立度合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）が、平成37（2025）年度で、3.7、平成62（2050）年度では、3.2となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料率計画、すなわち保険料率の引上げ幅や最終保険料率水準により決まってくる性格のものである。

II. 財政再計算の考え方

（1）財政再計算の位置づけ

厚生年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者（加入者）数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、厚生年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

（2）平成11（1999）年財政再計算の前提

平成11（1999）年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

①将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成9（1997）年1月）における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口（平成4（1992）年9月）と比較したものは、図表2のとおりである。

図表 2 日本の将来推計人口—平成 9 (1997) 年 1 月推計と平成 4 (1992) 年 9 月推計の比較

	平成 9 (1997) 年 1 月推計	平成 4 (1992) 年 9 月推計
(65 歳以上人口) ÷ (20~64 歳人口) (平成 6 2 (2050) 年)	6 4 . 6 %	5 5 . 6 % (参考推計)
平均寿命	男 7 9 . 4 3 年 女 8 6 . 4 7 年 (平成 6 2 (2050) 年)	男 7 8 . 2 7 年 女 8 5 . 0 6 年 (平成 3 7 (2025) 年)
合計特殊出生率	1 . 6 1 (平成 6 2 (2025) 年)	1 . 8 0 (平成 3 7 (2025) 年)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

③基礎数

直近の被保険者 (加入者) ・年金受給者の統計データであり、厚生年金の実績に基づき設定している。

④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、厚生年金の実績に基づき設定している。

⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1 . 5 %) を踏まえ、1 . 5 % と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1 . 0 %) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1 % 程度) を踏まえ 1 . 0 % とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1 . 0 %) + 物価上昇率 (1 . 5 %) より 2 . 5 % と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を 1 . 5 % 程度上回っている (注 1) ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を 1 . 5 % 程度上回っている

(注2) ことから(短期金利を賃金上昇率2.5%と同程度とみる)、運用利回りを4%程度と設定している。

(注1) 資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

(注2) 近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

エ. 年金改定率(新規裁定者分)

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36(2024)年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、厚生年金は、賃金や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政(最終保険料水準)に大きな影響を与えない。

⑥保険料率計画の基本的考え方

厚生年金の保険料率について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

Ⅲ. 年金の財政見直し

(1) 厚生年金の将来見直し

①被保険者(加入者)数、受給者数の見直し

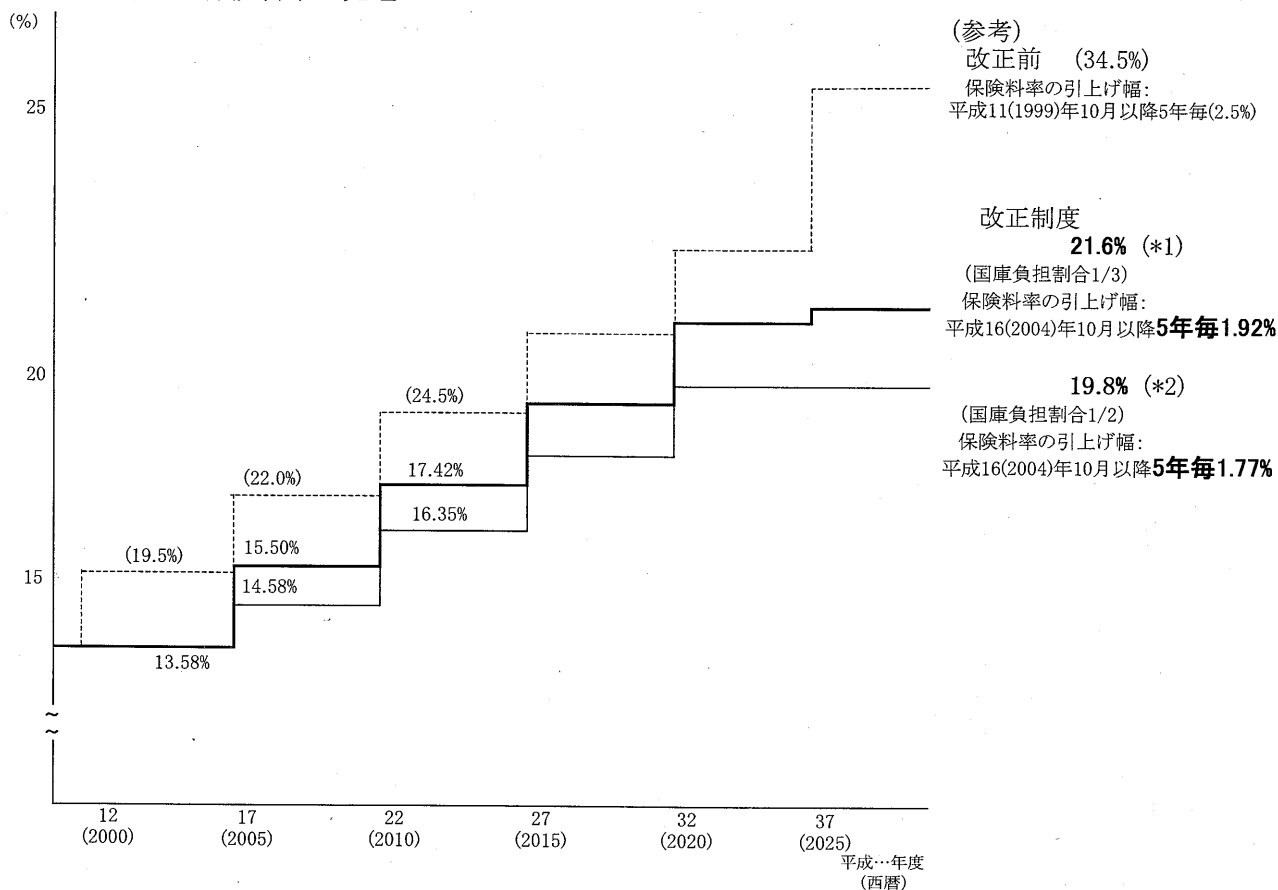
厚生年金の被保険者(加入者)数は、平成12(2000)年度には34.3百万人であるが、60歳台後半の在職高齢年金制度の実施により平成14(2002)年度には35.0百万人まで増加、以降は生産年齢人口の減少に伴って減少し、平成37(2025)年度には31.0百万人となる見直しである。

老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数は、平成12(2000)年度には8.7百万人であるが、平成37(2025)年度には14.3百万人へと急激に増加する見直しとなっている。また、老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率は、平成12(2000)年度には25.2%であるが、平成37(2025)年度には46.3%へと急減に上昇する見直しである。

②保険料率の将来見直し

改正前制度のままでは、平成11(1999)年10月以降5年ごとの保険料率の引上げ幅を2.5%とした場合、平成36(2025)年10月以降の保険料率は34.5%となる(いずれも標準報酬ベース)。また、改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16(2004)年10月以降5年ごとの引上げ幅を1.77%とした場合、平成36(2024)年10月以降の保険料率は19.8%となる(図表3参照)。

図表 3 厚生年金の保険料率の見通し



(*1) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合は 1/3

(*2) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合 1/2 に引上げ 保険料率 0.77% 軽減 (5 年後)

国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16(2004)年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37(2025)年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11(1999)年度価格)。

(*3) 保険料率は、すべて総報酬ベース (ただし () 内は標準報酬ベース)

③ 財政見通し

厚生年金の長期的な財政見通しは、図表 4 のとおりである。厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の設立・解散・代行返上などによる影響を排除し安定した計画とする必要があることから厚生年金基金の代行部分と国の直接管理する厚生年金とを一体のものとして扱って策定していることから、財政見通しの収支両面には厚生年金基金の代行部分が含まれている。したがって積立金には厚生年金基金の最低責任準備金分が含まれている。

積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) をみると、平成 12 (2000) 年度には 6.1 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 3.9、平成 62 (2050) 年度には 3.0 となっている。

図表 4 厚生年金の財政見通し（改正制度、国庫負担 1 / 2）

年度	保険料率 対総報酬		収入合計			支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度 価格〕	積立度合
	標準報酬		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
1 2(2000)	—	17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
1 3(2001)	—	17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
1 4(2002)	—	17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
1 5(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
1 6(2004)	13.58	(17.35)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1	5.3
1 7(2005)	14.58	(18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9	5.1
2 2(2010)	16.35	(20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0	4.4
2 7(2015)	18.12	(23.25)	61.5	41.9	8.7	57.9	3.6	224.0	160.6	3.8
3 2(2020)	19.8	(25.4)	72.5	50.6	9.5	65.0	7.5	246.4	157.7	3.7
3 7(2025)	19.8	(25.4)	80.3	55.7	11.2	71.2	9.2	289.1	165.2	3.9
4 2(2030)	19.8	(25.4)	88.3	60.5	13.1	78.5	9.9	339.4	171.4	4.2
5 2(2040)	19.8	(25.4)	104.0	68.8	16.0	101.7	2.3	408.7	161.2	4.0
5 7(2050)	19.8	(25.4)	119.8	80.3	15.9	121.8	-2.0	404.4	124.6	3.3
6 2(2060)	19.8	(25.4)	138.9	96.4	16.2	134.9	4.0	414.5	99.8	3.0

(注1) 保険料率は5年間据え置き、平成16(2004)年10月に19.85%とする。以降は5年ごとに2.5%ずつ引き上げるものとしている(保険料率は標準報酬ベース)。国庫負担割合は1/3としている。

(注2) 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%、年金改定率(新既裁定者分、年あたり)2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度支出に対する倍率である。

(注4) 収支、積立金には厚生年金基金に係る免除保険料、代行部分の給付費、最低責任準備金を含む。

IV. 厚生年金における負債計上の取扱いについて

(1) 厚生年金における負債計上の考え方

①年金の給付現価の財源(負担)区分

過 去 期 間 対 応 の 給 付 現 価	保 険 料 (被 保 険 者 ・ 事 業 主)
	積 立 金
	国 庫 負 担 (一 般 会 計)

②厚生年金における負債計上の考え方

厚生年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての厚生年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式)を基本とした財政計画を立てているものであり、また、将来の保険料引上げにより賄う分まで負債として計上すると、あたかも巨額の積立不足があるかのような誤解を招く可能性があるといったことから、これを負債としては計上しないこととする。

この場合、給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち実績の積立金ではなく財政再計算の財政見通し上の当該年度末積立金(基金代行分を除いたもの。後述。)見合いを公的年金預かり金の科目で負債計上することとする。

(2) 厚生年金の預かり金について

①厚生年金基金の代行部分の取り扱い

平成11年財政再計算における厚生年金の財政見通しは上記で見たとおりであり、平成12年度末の年度末積立金は177.2兆円と見込まれている。これが基本的に厚生年金の預かり金となる。ただし、厚生年金の財政見通しは厚生年金基金による代行がないものとして作成されており、この財政見通し上の積立金には、国の直接管理している厚生年金の積立金に含まれていない厚生年金基金の代行部分の積立金が含まれている。したがって、国の直接管理する厚生年金の預かり金としてはこの代行部分の積立金を除外する必要がある。この除外についての考え方は以下のとおりである。

再計算上の財政見通しにおいて、一定の前提をおき、厚生年金基金の代行部分の推計をおこなって国の直接管理している厚生年金部分の見通しを作成することは可能である。しかしながら、厚生年金基金においては新規の設立や過去期間分の代行返上が数兆円の規模で行われることが予想されるところであり、これらの行為が厚生年金基金の自由意志で行われるものであるから、その予測を事前に行うことはほとんど困難である。その一方で、財政計画は厚生年金基金の代行部分と一体のものとして立てていることから、厚生年金基金の動向は保険料計画に影響を与えないものとなっている。このため、見通し上の国の直接管理する厚生年金の積立金と実績の積立金を比較すると、本来、厚生年金の保険料計画（＝財政）に影響の与えることのない厚生年金基金の動向が差額となって現れることになり財政上の誤解を招く可能性がある。

こうしたことを踏まえ、国の直接管理する厚生年金の積立金の見通しは、財政見通し上の積立金から厚生年金基金の実績の最低責任準備金を控除することとする。この方法をとることにより、厚生年金基金の動向に財政中立な国の直接管理する厚生年金の積立金の見通しが得られることになる。この方法による国の直接管理する厚生年金の各年度の積立金の見通しは、図表5のとおりとなる。

図表5 財政再計算の財政見通しにおける積立金と国の直接管理する厚生年金の積立金

(単位：兆円)

平成…年度末	11	12	13	14
財政再計算の財政見通しにおける積立金 (A)	172.2	177.2	181.3	184.9
厚生年金基金の最低責任準備金 (実績) (B)	31.9	34.1	36.0	37.4*
国の直接管理する厚生年金の積立金 (A-B)	140.2	143.1	145.3	147.5

注*：実績見込み値である。

②発生主義における公的年金預り金

また、財政再計算上の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっているため、例えば2、3月分の給付が翌年度の4月に支払われることを、翌年度の支払として認識していることから、貸借対照表に、未払い年金や未収保険料が計上されると二重計上される部分が生じる。このため、貸借対照表上の資産負債差額はこの二重計上による差額が反映されたものとなっている。今回の貸借対照表では、いわゆる積立金と上で求めた国の直接管理する厚生年金の積立金の見通し額とを直接比較できる利点を優先し、公的年金預り金に二重計上による調整は加えなかった。

(3) 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度

平成12年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異▲1.3兆円の要因については図表6のとおりである。ただし、本来ならば厚生年金の実績積立金との直接比較を行うところであるが、厚生年金の財政計画は厚生年金基金分を合わせたものについて行われていることや財政見通し上の積立金を旧三公社共済の未移管積立金等に分けることができないため、特別会計の積立金にこれらの額と厚生年金基金の代行部分について実績の収支に加えることことで、財政見通しとの直接比較可能となるようにしている。

図表6 厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成12年度）

(単位：兆円)

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基礎年金交付金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)	20.1	2.0	4.3	4.4	30.7	19.2	9.1	0.3	28.6	2.1	136.9
実績(A)(注) (特別会計+基金代行等)	21.8		5.7	3.8	31.3	17.7	9.1	0.2	27.1	4.2	175.9
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	22.9		6.2	4.0	33.1	18.3	9.5	0.2	28.1	5.0	177.2
差額(A-B)	▲0.9		▲0.5	▲0.2	▲1.8	▲0.6	0.4	0.0	▲1.0	▲0.8	▲1.3
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注：①基礎年金交付金（2.0兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。

② 保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.8兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除

③ 積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（34.1兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.9兆円）を加え

④ 運用収入に③に係る運用収入（1.4兆円）を加えた。

差の要因

※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.3百万人、実績32.7百万人）

※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.61%、実績3.44%）

※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差

※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）

※5 確定値は9.4兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

②平成13年度

平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表7のとおりである。ただし、平成12年度と同様に特別会計の積立金にこれらの額と厚生年金基金の代行部分について実績の収支に加えることことで、財政見通しとの直接比較可能となるようにしている。

図表7 厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成13年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基礎年金交付金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績（特別会計）	19.9	1.6	2.7 [3.7]	4.4	28.6	19.6	9.3	0.4	29.3	▲0.7	134.6 [137.3]
実績(A)注 (特別会計+基金代行等)	21.6		3.9 [5.0]	3.9	29.4	18.7	9.3	0.2	28.3	1.1 [2.2]	175.4 [178.0]
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	23.4		6.2	4.2	33.9	19.4	10.1	0.2	29.8	4.1	181.3
差額(A-B)	▲1.8		▲2.3 [▲1.2]	▲0.3	▲4.5	▲1.2	▲0.8	0.0	▲1.5	▲3.0 [▲1.9]	▲5.9 [▲3.3]
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注1：実績推計の作成にあたっては、

- ① 基礎年金交付金（1.6兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。
- ② 保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.9兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除し
- ③ 積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（36.0兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.8兆円）を加え
- ④ 運用収入に③に係る運用収入（1.2兆円）を加えた。

注2：運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資産運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注3：[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

差の要因

- ※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.4百万人、実績32.3百万人）
- ※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.52%、実績1.99%[2.75%]）
- ※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差
- ※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）
- ※5 確定値は9.8兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

(4) 厚生年金の給付現価と財源構成について

平成11年度末における厚生年金の給付現価とその財源構成は下図のとおりである。

将来の保険料収入 (1, 580兆円 (注1))	
420兆円	1, 160兆円 (注2)
積立金 (注3) 170兆円	
国庫負担 130兆円	270兆円
過去期間に対応した給付現価 (注2) 720兆円	将来期間に対応した給付現価 1, 430兆円
平成11年度末	

(注1) うち将来の保険料率引上げにより賄われる分は470兆円である。

(注2) 保険料率は、平成16年10月の国庫負担1/2への引上げ時に0.77%引き下げることにしている。

(注3) 基金代行部分の最低責任準備金(31.9兆円)を含めた額である。

この給付現価を求める際の諸前提は、財政見通し作成時のものと同じである。したがって、これらの前提が変えれば、算定額も異なってくることに注意を要する。また、国の直接管理する厚生年金について上記のような財源構成も一定の前提を置くことにより作成することは可能であるが、Ⅲ(1)③で述べたように、厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の代行部分と一体として策定されていることから、一体として財源構成を作成している。

この財源構成であるが、次のように見ることができる。

将来の保険料収入1,580兆円のうち現行の保険料率による保険料収入は1,110兆円と見込まれ、この差額470兆円は将来の保険料引上げにより賄われることとなる。

賦課方式を基本とする公的年金においては、過去期間に対応した給付現価について、将来の保険料収入と国庫負担とで賄うことが基本となる。完全な賦課方式では、給付現価720兆円から国庫負担130兆円を除いた590兆円を保険料収入で賄う必要があるが、現在は積立金170兆円を保有していることにより、将来の保険料負担は軽減され、保険料収入で賄う額は470兆円となっている。したがって、過去期間対応給付現価のうち積立金以外の部分を「積立不足」と捉えるのは適当ではない。

注記 平成16年財政再計算の概要（厚生年金・国民年金）

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額的水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

I. 新しい厚生年金・国民年金の財政の仕組み

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされている。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

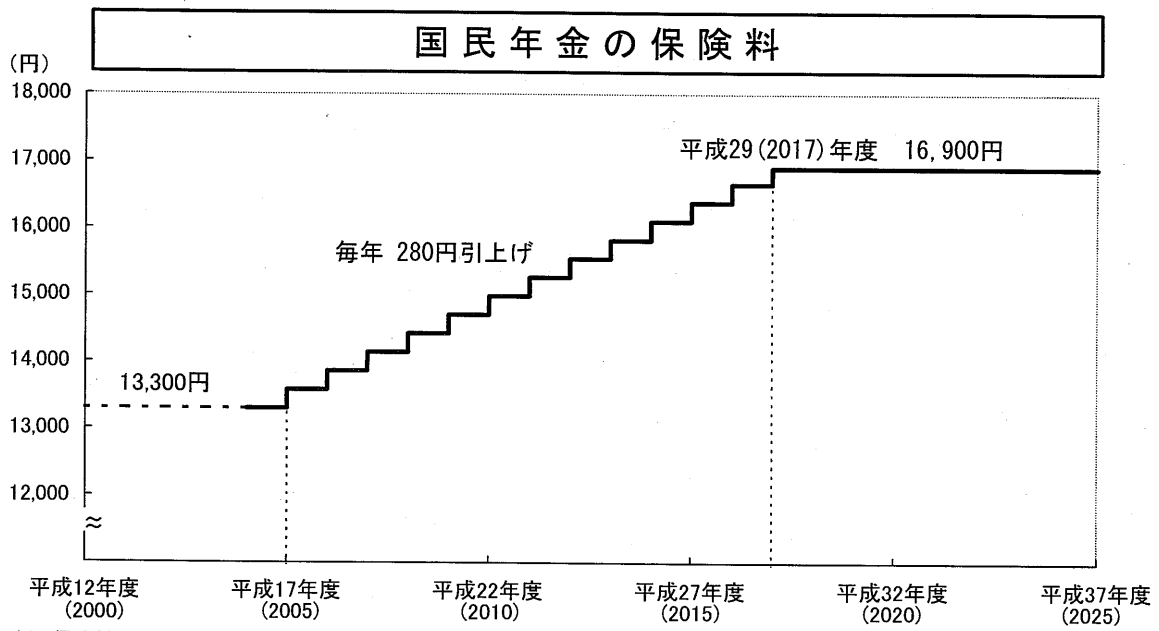
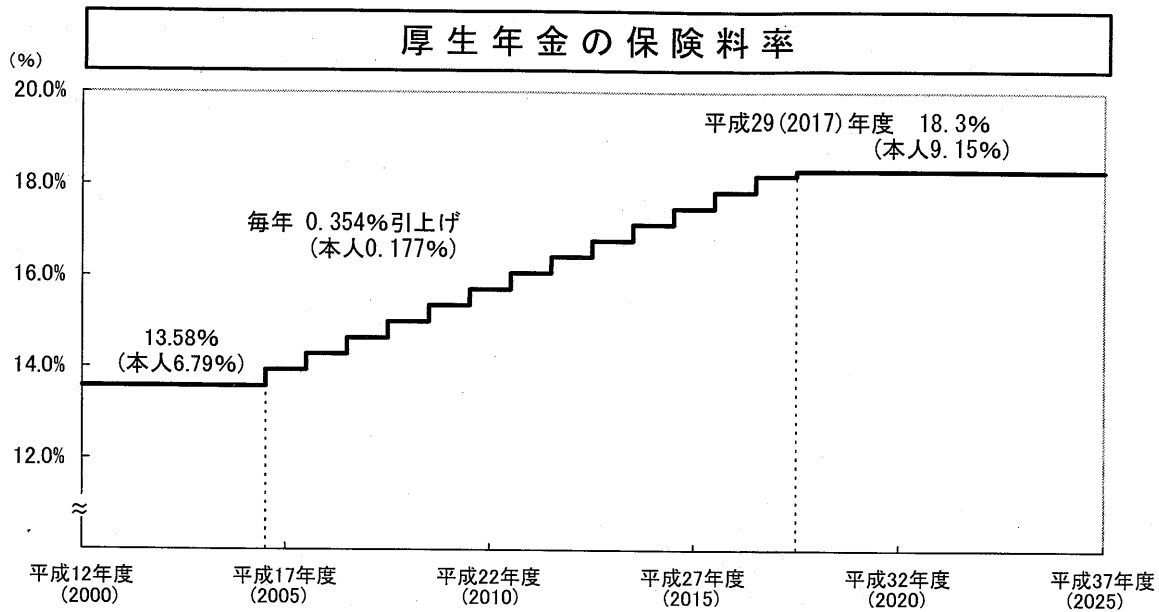
① 保険料水準と給付水準

今回の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み)。

(注)標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている(マクロ経済スライド)。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者):1人当たり名目手取り賃金変動率×調整率
- 既裁定者(68歳以上の受給権者):物価変動率×調整率
*調整率:公的年金被保険者数変動率×0.997
(0.997は平均的な年金受給期間(平均余命)の変化率の逆数等を勘案した一定率)

(参考)通常(財政が均衡すると見込まれる場合)は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者):1人当たり名目手取り賃金変動率
- 既裁定者(68歳以上の受給権者):物価変動率

(注) 保険料水準を固定する方式では、保険料(率)の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。ここでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方(永久均衡方式)が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方(有限均衡方式)が採用された。有限均衡方式では、5年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とすることとしている。

(3) 基礎年金国庫負担金の引上げ

今回の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で2分の1に引き上げていくこととされた。引き上げは平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

(注) 財政再計算においては、平成20年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の3分の1に、平成16(2004)年度は272億円、平成17(2005)～20(2008)年度は1000分の11をを加えたものとしている。

II. 年金の財政見通し

(1) 平成 16 (2004) 年財政再計算の前提

平成 16(2004)財政再計算は、今回の法改正後の制度を前提とし、以下のような数値を用いて計算を行っている。

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- 「日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月推計)」の中位推計を使用。

<中位推計の前提>

合計特殊出生率		平均寿命	
2000 年(実績)	2050 年	2000 年(実績)	2050 年
1.36	→ 1.39	男:77.64 年 → 80.95 年	女:84.62 年 → 89.22 年

② 労働力率の前提

- 「労働力率の見通し」(平成 14 年 7 月職業安定局推計)を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

	2001 年(実績)	2050 年
男性 60～64 歳	72.0% →	85.0%
女性 30～34 歳	58.8% →	65.0%

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- 2008 年までは「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。
- 2009 年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年(昭和 58～平成 14(1983～2002)年)平均が 1.0%であること及び「改革と展望－2003 年度改定」において平成 16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- 平成 16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。
- 平成 21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成 14 年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

④ その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

(2) 厚生年金の財政見通し

平成 16 年財政再計算における厚生年金の財政見通しは、次表のとおりである。

厚生年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注 1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注 2)「16 年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注 3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(3) 国民年金の財政見通し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見通しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料月 額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0

年度	保険料月額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入						
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

III. 今回の年金財政見通しに基づく給付現価と財源構成

(1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金(元本の取崩し及び運用収入)であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、今回の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点(平成16年度)の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

(2) 給付現価の換算について

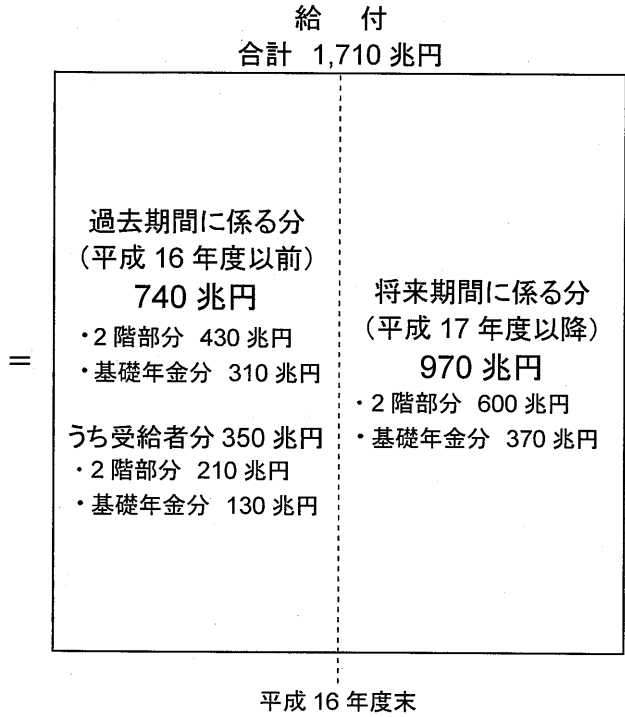
積立方式の企業年金等において責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算することが必要となる。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの2通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通りである。

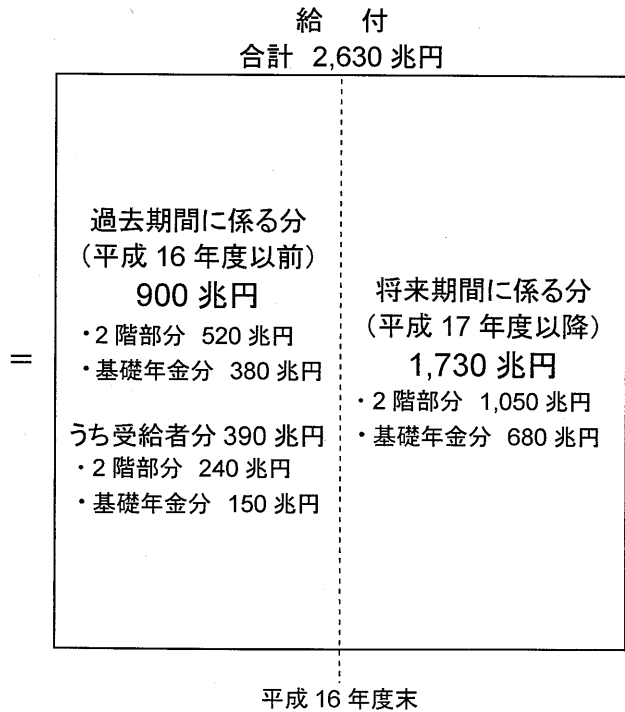
- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(3) 厚生年金の給付現価と財源構成

① 運用利回りによる換算

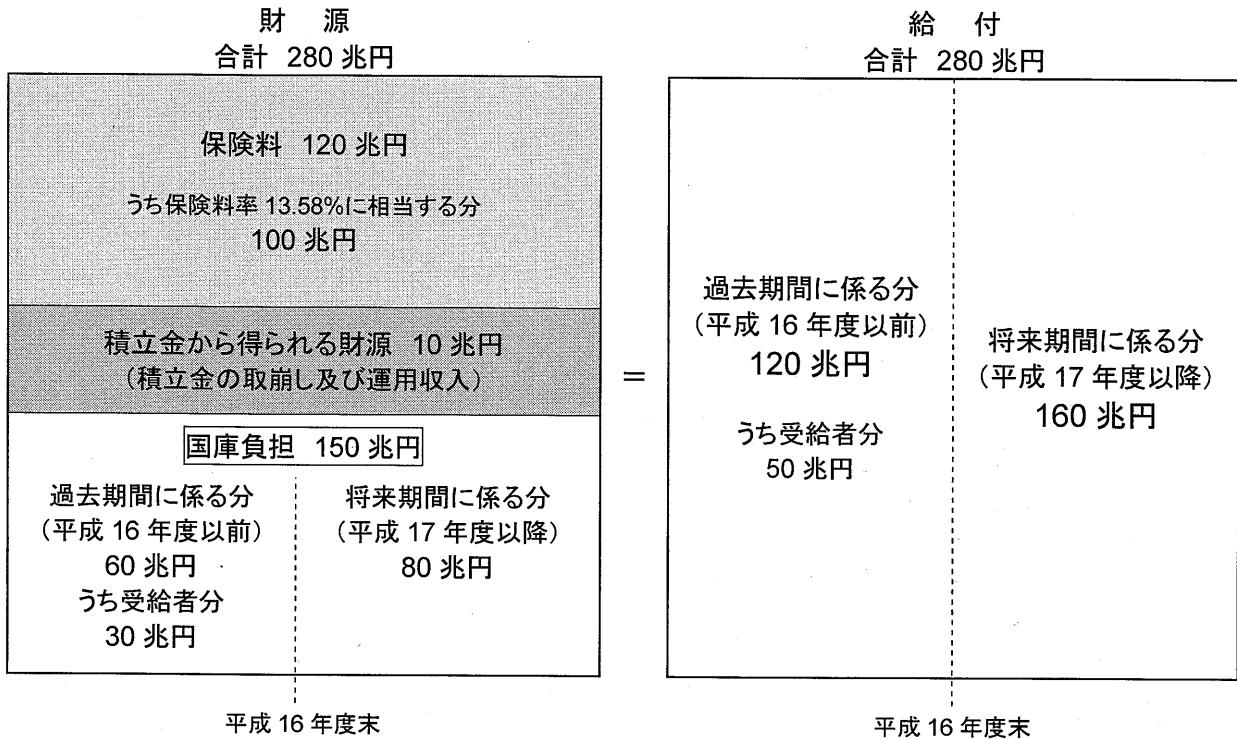


② 賃金上昇率による換算

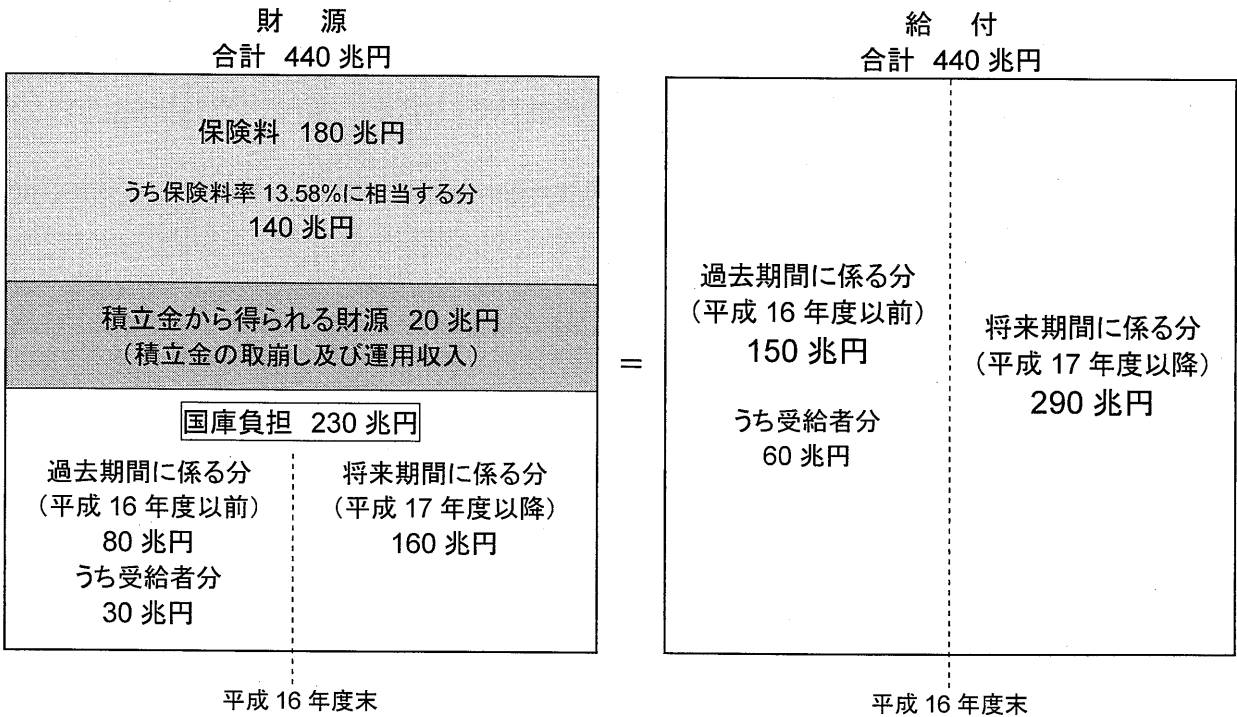


(4) 国民年金の給付現価と財源構成

① 運用利回りによる換算



② 賃金上昇率による換算



附属明細書

(単位：百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
3 共済未収金	NTT・JR・JT共済	650,809
年金返納金	受給者等	9,936
その他	農林年金	20,300
合計		681,045

② 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用 財産を除く)	659,608	25,451	3,699	23,754	—	657,605
土地	294,681	731	1,118	—	—	294,294
立木竹	1,989	3	5	—	—	1,987
建物	218,553	5,292	1,608	10,872	—	211,364
工作物	133,102	11,486	884	12,881	—	130,821
建設仮勘定	11,281	7,938	82	—	—	19,137
物品	10,588	1,066	640	2,028	—	8,986
合計	670,197	26,518	4,340	25,782	—	666,591

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額(本 年度発生分)	強制 評価減	本年度末 残高
出資金	963,352	—	6,404	0	—	—	969,757
合計	963,352	—	6,404	0	—	—	969,757

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A -B)	資本金 (D)	特別会計 からの 出資額 (E)	出資 割合 (F= E/D)	純資産額 による 算出額 (G=C ×F)	貸借対照 表計上額	使用財務 諸表
年金資金運 用基金 (総合勘定)	99	58,788,381	58,787,960	421	100	99	99%	417	99	行政コス ト計算書
年金資金運 用基金 (承継一般 勘定)	969,658	8,033,363	7,228,377	804,986	1,021,123	969,658	95%	764,414	969,658	行政コス ト計算書
合計	969,757	66,821,745	66,016,337	805,407	1,021,223	969,757	95%	764,817	969,757	—

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	5,034,954
合計		5,034,954

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
厚生年金基金等給付費負担金	厚生年金基金連合会、厚生年金基金	121,799	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条の規定に基づき、厚生年金基金等の支給する年金給付金の一部を負担	無
合計		121,799		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
存続組合等納付金	積立金相当額納付金	1,724,256
	職域等費用納付金	372,987
拠出金収入	国家公務員共済組合連合会等	27,292
雑収入	雑収入	12,491
雑益	雑益	1,507
支払調整受入	支払調整受入	56
未収金の調整	未収金の調整	△112,918
合計		2,025,673

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	11,905
合計		11,905

(2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	137,393,381	300,687	—	137,694,068

(3) その他歳計外現金・預金の明細

	金額
前年度末残高	△15,117,602
本年度払出	
運用寄託金の増加	17,574,677
本年度残高	△32,692,280